

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

1 行政処分の概要

令和5年8月24日から令和6年1月17日まで株式会社あんどが運営する指定障害児通所支援事業所に対して、児童福祉法（以下、「法」という。）第21条の5の22第1項に基づく監査を実施しました。当該監査において、不正請求等が確認されたことから、行政処分を行いました。

2 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あんど
- (2) 代表者 代表取締役 田子 恵子
- (3) 所在地 常磐上湯長谷町上ノ台116番地の69

3 対象事業所

名 称	サービス種類	所 在 地
①放デイ U. AND 舎	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	常磐湯本町天王崎92番地 湯本ビル2F
②放デイ I. AND 舎	児童発達支援 放課後等デイサービス	常磐湯本町天王崎 1番地の9 天王崎テナント2階

4 指定年月日

①放デイ U. AND 舎

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス
平成30年3月1日
- ・保育所等訪問支援
令和4年3月1日

②放デイ I. AND 舎

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス
令和元年9月1日

5 処分の内容 指定の取消し

6 処分年月日 令和7年10月15日

7 処分効力発生日 令和8年1月15日

8 処分の理由

①放デイ U. AND 舎

ア 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第4号）

平成30年3月から平成30年11月まで、令和3年2月から令和4年9月まで及び令和5年3月から令和5年8月まで常勤の児童発達支援管理責任者を配置していなかった。

イ 運営基準違反（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

平成 30 年 3 月から平成 30 年 11 月まで、令和 3 年 2 月から令和 3 年 11 月まで及び令和 5 年 3 月から令和 5 年 8 月まで個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかった。

ウ 不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

- (ア) 常勤の児童発達支援管理責任者を配置していない期間があつたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- (イ) サービス提供職員の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていない期間があるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- (ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算は基本報酬及び各種加算の合計単位数に所定割合を乗じて加算するところ、単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し受領した。
- (エ) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は基本報酬及び各種加算の合計単位数に所定割合を乗じて加算するところ、単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し受領した。

エ 不正の手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号）

新規指定申請時に勤務予定であつた児童発達支援管理責任者が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにもかかわらず、新規指定時に市に提出した従業者の勤務形態一覧表の変更を行わず、人員基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が平成 30 年 11 月まで続いた。

オ 不正又は著しく不当な行為（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号）

人員基準及び各種加算の要件を満たしているように見せかけるため、実際には非常勤である従業者を常勤と偽り、市へ提出する従業者の勤務形態一覧表について、実態と異なる虚偽の届け出を複数回行った。

②放デイ I. AND 舎

ア 人員基準違反（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号）

令和元年 9 月から令和 5 年 8 月まで、常勤の児童発達支援管理責任者を配置していなかった。

イ 不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

- (ア) 常勤の児童発達支援管理責任者を配置していない期間があつたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- (イ) サービス提供職員の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていない期間があるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- (ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算は基本報酬及び各種加算の合計単位数に所定割合を乗じて加算するところ、単位数を不正に算定した状態で、当該

加算を請求し受領した。

- (エ) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は基本報酬及び各種加算の合計単位数に所定割合を乗じて加算するところ、単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し受領した。

ウ 不正の手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号）

新規指定申請の際に、常勤が要件とされている児童発達支援管理責任者について、専任かつ常勤で勤務することができない者を児童発達支援管理責任者として記載し、基準を満たすかのような申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

エ 不正又は著しく不当な行為（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号）

人員基準及び各種加算の要件を満たしているように見せかけるため、実際には非常勤である従業者を常勤と偽り、市へ提出する従業者の勤務形態一覧表について、実態と異なる虚偽の届け出を複数回行った。

9 不正利得の徴収（返還金及び加算金）について

児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、障害児通所給付費について返還させるべき額（返還金）を徴収し、当該返還金に 4 割を乗じて得た額を加算金として徴収します。

返還金については今後精査することとなりますが、見込み額は次のとおりです。

	放デイ U. AND 舎	放デイ I. AND 舎
返還金	約 2,500 万円	約 3,200 万円
加算金	約 500 万円	約 800 万円

合計 約 7,000 万円

（事務担当）

保健福祉課法人指導係

電話 22－7526